

第47回  
日税連公開研究討論会

「給与の源泉徴収制度と年末調整制度のあり方」  
中国税理士会

開催日(ライブ配信) 令和3年10月8日(金)

共催 日本税理士会連合会・中国税理士会・四国税理士会

【発表資料】

# 中国税理士会 公開研究討論会

1

## 本日の発表

**第一部：制度概要と問題点の整理、"三者関係"の解説**

**第二部：パネルディスカッション① 給与所得と源泉徴収**

**第三部：パネルディスカッション② 年末調整のあり方**

**第四部：提言**

2

# 源泉徴収制度 および 年末調整制度 の概要

3

## 源泉徴収制度の法律関係

- ▶ 支払者（源泉徴収義務者）、受給者（本来の納税義務者）、国の3者が当事者となる。
- ▶ 国税通則法2条5号の規定により源泉徴収においては源泉徴収義務者が納税者となる。
- ▶ 国と源泉徴収義務者との間の公法上の債権債務関係と、源泉徴収義務者と受給者との間の私法上の債権債務関係という2つの法律関係が併存する。
- ▶ 源泉徴収による国税の納税義務はいわゆる自動確定方式を採用している。

4

## 源泉徴収制度の正当性

### ▶ 最高裁昭和37年2月28日判決

「給与の支払いをなす者が給与を受ける者と『特に密接な関係』にあつて、徴税上特別の便宜を有し、能率を上げる点を考慮して、これを徴税義務者としているのである。…かような合理的理由がある以上、これに基づいて担税者と特別な関係を有する徴税義務者に一般国民と異なる特別の義務を負担させたからとて、これをもって憲法14条に違反するものということとはできない。」

5

## 年末調整制度の正当性

### ▶ 徴税コストの節約

受給者と税務行政側の双方において物理的に確定申告の手数が省略されていることにより行政コストが大幅に抑制されている。

※支払者と受給者との間に「特に密接な関係」があることにより執行コストを低く抑えることができ、年末調整制度が正当性を持つ。

6

## 年末調整制度の問題点

- ▶ 給与所得の概念や範囲の拡大に伴い「特に密接な関係」が希薄化。
- ▶ 働き方の多様化により年末調整を行った後に確定申告をする者が増加  
→ 徴税コストの削減効果が失われる。
- ▶ 源泉徴収義務者の負担が増加している恐れがあるにもかかわらず、  
補償なしに事務負担を負わせてよいのか。
- ▶ 年末調整に際して詳細な個人情報を提供する必要がある。  
→ プライバシーに関する問題。

7

## 源泉徴収制度における 三者の法律関係

国・支払者・受給者  
三者の関係とは？

8

某医大病院に勤務する田中さんは系列のA病院でも勤務があり、給与の支給を受けていました。

### 令和3年分 給与所得者の源泉徴収票

支払者	受給者氏名	種別	乙欄	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
A病院	田中	給与	○	1,500,000	—	—	153,150

9

田中さんは、次のとおり確定申告を行いました。

### 令和3年分 所得税確定申告書

	金額
所得税及び復興特別所得税の額 ④〇	1,021,000
源泉徴収税額 (甲欄) ④③	800,000
源泉徴収税額 (乙欄) ④③	153,150
申告納税額 ④④	67,850

注) 便宜上、④欄の百円未満の端数処理については無視しています(以下同じ)。

10

## 各月別の給与支給状況

給与の額 × 10.21%

	給与の額	源泉徴収税額
1月	100,000	10,210
2月	80,000	8,168
3月	150,000	15,315
4月	120,000	12,252
5月	125,000	12,762
6月	150,000	15,315
7月	150,000	15,315
8月	150,000	15,315
9月	100,000	10,210
10月	100,000	10,210
11月	95,000	9,700
12月	180,000	18,378
	1,500,000	153,150

本来徴収すべきは・・・月額表 乙欄記載の金額

	給与の額	源泉徴収税額
1月	100,000	3,600
2月	80,000	2,450
3月	150,000	8,700
4月	120,000	4,300
5月	125,000	5,100
6月	150,000	8,700
7月	150,000	8,700
8月	150,000	8,700
9月	100,000	3,900
10月	100,000	3,900
11月	95,000	3,400
12月	180,000	13,900
	1,500,000	75,350

11

## 給与所得の源泉徴収税額表（令和3年分）

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		乙 税 額
以上	未 満	
円	円	円
88,000円未満		その月の社会保険料等控除後の 給与等の金額の3.063%に相当 する金額
88,000	89,000	3,200
⋮	⋮	⋮
99,000	101,000	3,600
101,000	103,000	3,600
⋮	⋮	⋮
149,000	151,000	8,700
151,000	153,000	9,000
⋮	⋮	⋮

## 源泉所得税

- ・納税義務はその支払の時に成立
- ・成立と同時に納付すべき税額も確定

⇒ 支払と同時に自動的に確定

	給 与	源泉所得税額
1月	100,000	3,600
2月	80,000	2,450
3月	150,000	8,700
⋮	⋮	⋮
12月	180,000	13,900
合計	1,500,000	75,350

12

### 令和3年分 給与所得者の源泉徴収票

支払者	受給者氏名	種別	乙欄	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
A病院	田中	給与	○	1,500,000	-	-	153,150
A病院	田中	給与	○	1,500,000	-	-	75,350

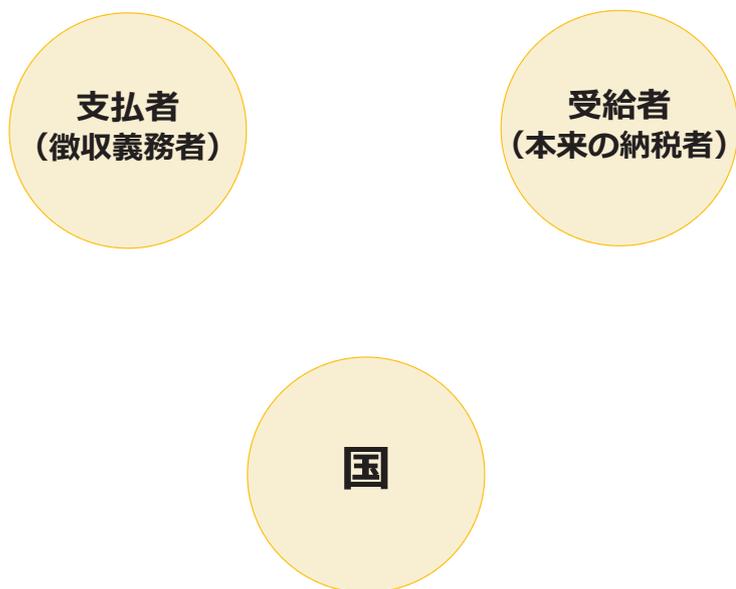
正しくは、  
毎月の支給時に乙欄の月額表に従った  
徴収されるべき税額の合計額となる。

### 田中さんは、修正申告が必要に・・・

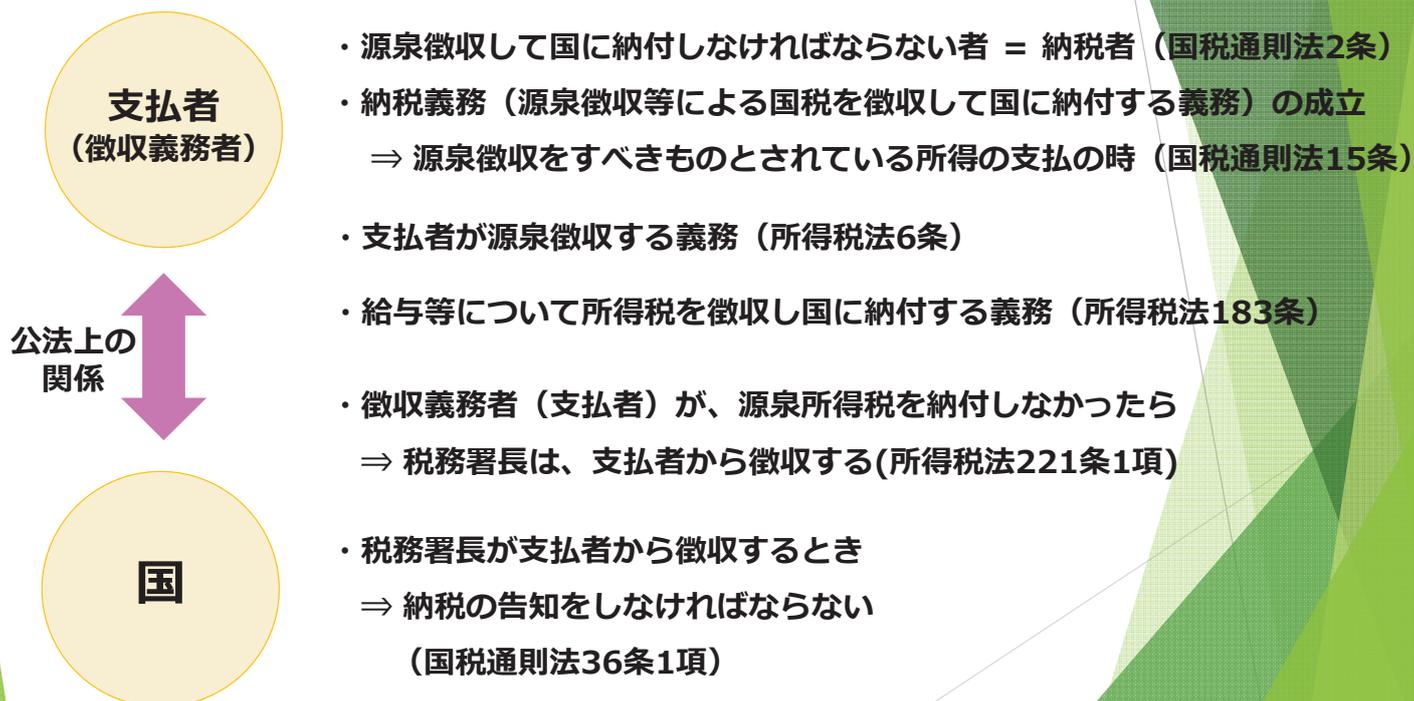
当初申告			正しくは		
所得税及び 復興特別所得税の額	④〇	1,021,000	④〇	1,021,000	
源泉徴収税額 (甲欄)	④③	800,000	④③	800,000	
源泉徴収税額 (乙欄)	④③	153,150	④③	75,350	納付不足額 77,800円
申告納税額	④④	67,850	④④	145,650	

- ◆ 田中さんは ⇒ 納付不足額を税務署に納付したうえで、  
A病院に毎月の給与に支給不足があったとして過大源泉徴収税額相当額を請求。
- ◆ A病院は ⇒ 田中さんに納付不足額相当額を支払う。  
税務署に対して、毎月の納付に過誤納額があったとして源泉所得税の過誤納還付請求。

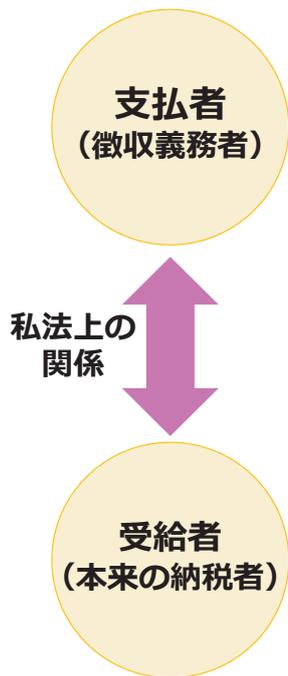
## 源泉徴収制度における三者の関係



## 支払者と国の関係

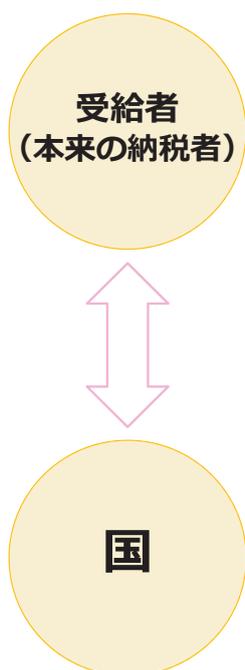


## 支払者と受給者の関係



- ・支払者が源泉徴収する義務 (所得税法6条)
- ・源泉徴収して国に納付する義務 (所得税法183条)
- ・事後に、徴収していなかった源泉所得税を納付したとき  
⇒ 徴収をしていなかった所得税の額に相当する金額を受給者に対して、以後に支払うべき金額から控除する  
または、当該所得税の額に相当する金額の支払を請求できる (所得税法222条)
- ・受給者が支払者から源泉徴収される義務  
⇒ 法律に明確な規定はない
- ・雇用契約等

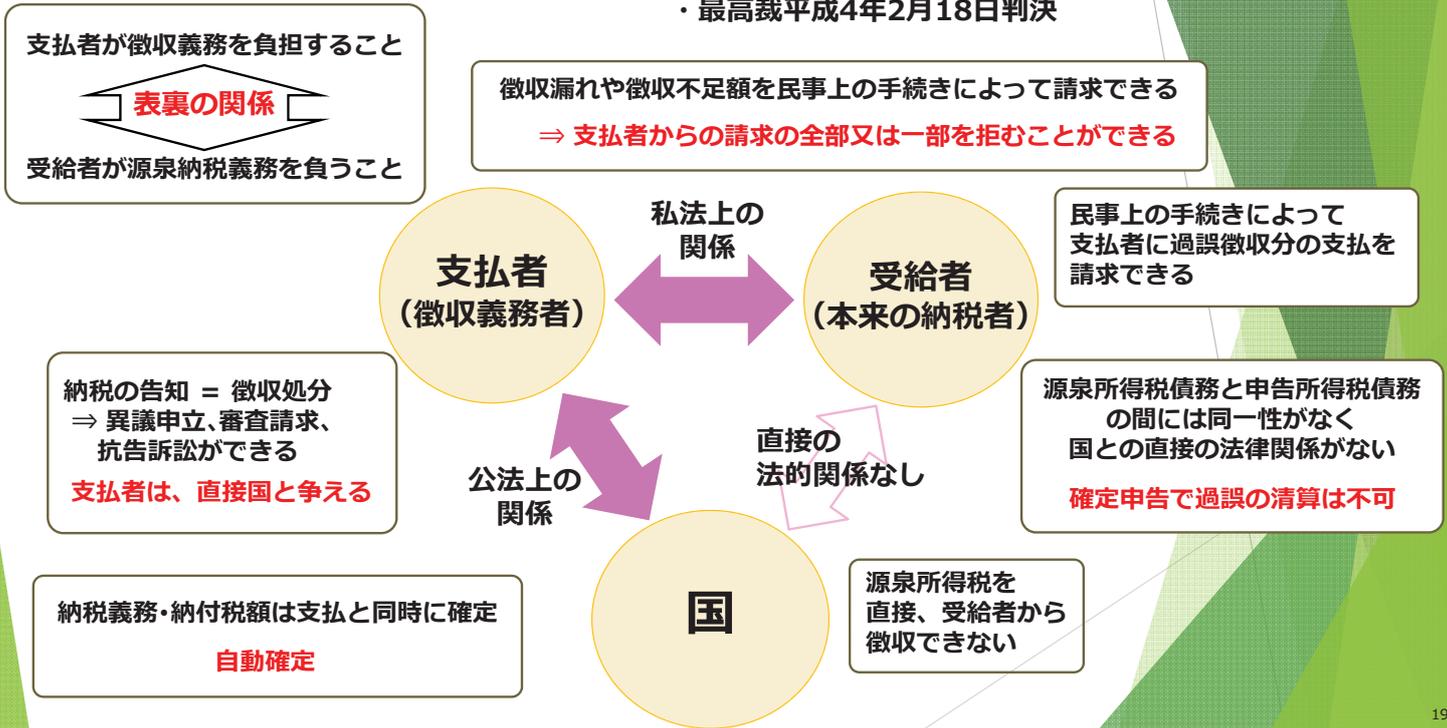
## 受給者と国の関係



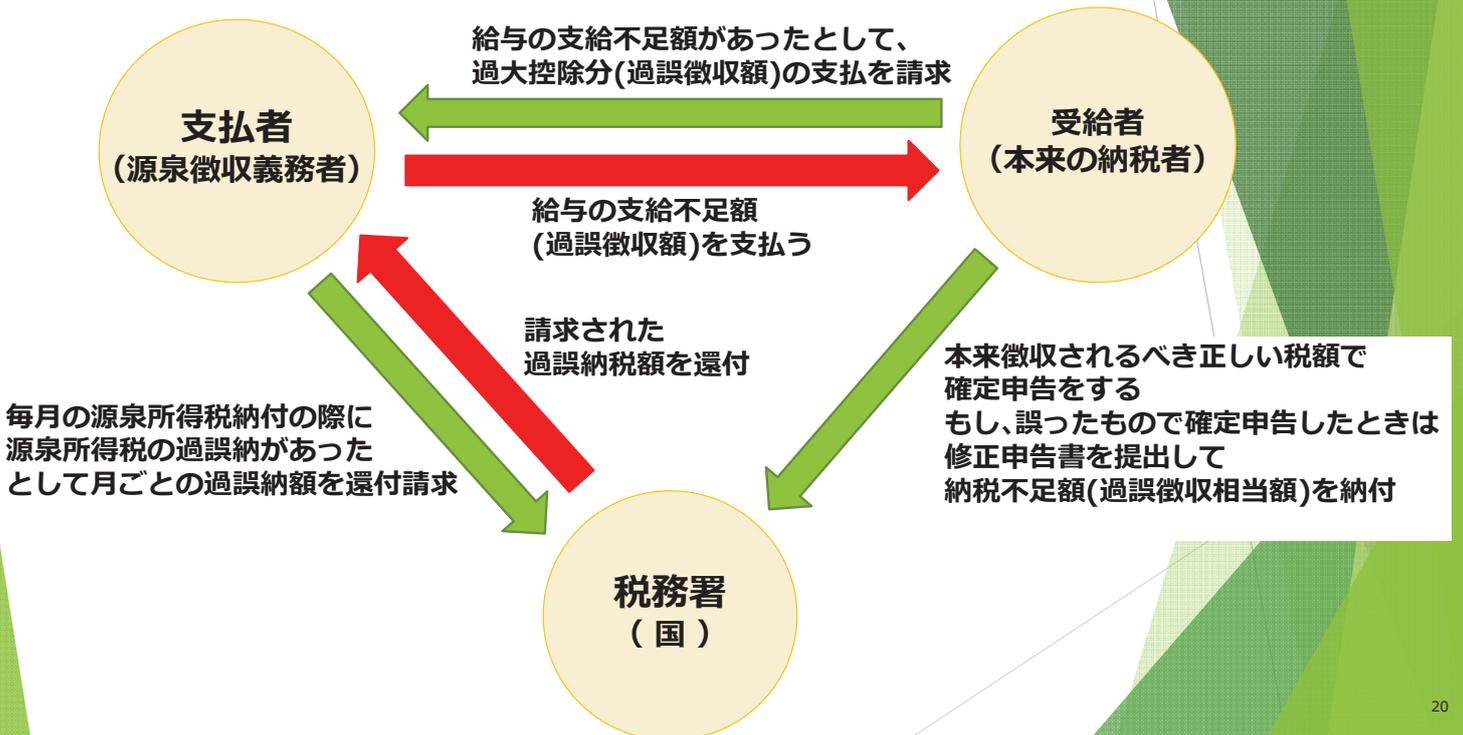
- ・国と受給者との関係 ⇒ 法律に明確な規定はない

## 源泉徴収制度における三者の関係

- ・最高裁昭和45年12月24日判決
- ・最高裁平成4年2月18日判決



## 源泉所得税の過誤納額の清算



# 給与所得とは？

21

# 最高裁昭和56年4月24日判決

22

## 最高裁昭和56年4月24日判決

給与所得	雇傭契約又はこれに類する原因に基づき 使用者の指揮命令に服して提供した労務 の対価として使用者からうける給付
事業所得	自己の危険と計算において独立して営ま れる業務で、営利性有償性を有し、かつ 反復継続的して遂行する意思と社会的地 位とが客観的に認められるものから生ず る所得

23

## 給与所得該当性の2要件

従属性要件	使用者から指揮命令(空間的・時間的 拘束)を受けて従属的な立場で業務を 行うこと
非独立性要件	費用負担などのリスクを負わずに 業務を行うこと

24

## 「キャスト」や「ホステス」の所得区分が争われた事例として

☆ 札幌地裁平成25年6月20日判決  
(税務訴訟資料263号順号12237)

☆ 福岡地裁平成28年7月28日判決  
(税務訴訟資料266号順号12891)

☆ 東京地裁令和2年9月1日判決 等

25

## 東京高裁平成25年10月23日判決

26

## 東京高裁平成25年10月23日判決

<p>給与所得</p>	<p>自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得でないもの（労務の提供等の非独立性）</p>
<p>給与所得 該当性要件</p>	<p>「非独立性要件」のみ</p>

27

## 両裁判の比較

	最高裁昭和56年4月24日判決	東京高裁平成25年10月23日判決
<p>給与所得</p>	<p>雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者からうける給付</p>	<p>自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得でないもの（労務の提供等の非独立性）</p>
<p>給与所得 該当性要件</p>	<p>「従属性要件」および 「非独立性要件」</p>	<p>「非独立性要件」のみ</p>

28

# 給与所得の源泉徴収に 正当性はあるのか？

29

## 最高裁昭和37年判決①

『給与所得者に対する所得税の源泉徴収制度は、これによって国は税収を確保し、徴税手続きを簡便にしてその費用と労力を節約しうるのみならず、担税者の側においても申告、納付等に関する煩雑な事務から免れることができる。また、徴収義務者にしても、給与の支払をなす際所得税を天引しその翌月10日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利することは全くなしとはいえない。されば源泉徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的であり、合理的であって、公共の福祉の要請にこたえるものと言わなければならない。これすなわち諸国においてこの制度が採用されているゆえんである。』

30

## 最高裁昭和37年判決②

『給与の支払をなす者が給与を受ける者と**特に密接な関係**にあつて、徴税上特別の便宜を有し、能率を挙げ得る点を考慮して、これを徴税義務者としているのである。…かような合理的理由がある以上これに基づいて担税者と特別な関係を有する徴税義務者に一般国民と異なる特別の義務を負担させたからとて、これをもつて憲法14条に違反するものということとはできない。』

31

# 昭和37年の判決って、 古くないですか？

# 今の時代に合っていないのでは ないでしょうか？

32

## 特に密接な関係とは？

昭和37年判決において、「特に密接な関係」の定義づけはされていません。また、大阪地裁平成26年11月10日判決のように、契約や債権債務関係があれば特に密接な関係が成立するという見解もありますが、それだけでは不十分であると考えます。



そこで、我々の考える、給与所得の源泉徴収における「特に密接な関係」とは、「給与 支払者が、受給者の税額計算をするために必要な情報を 容易に取得できる関係性」であるとしています。

33

## 特に密接な関係 希薄化



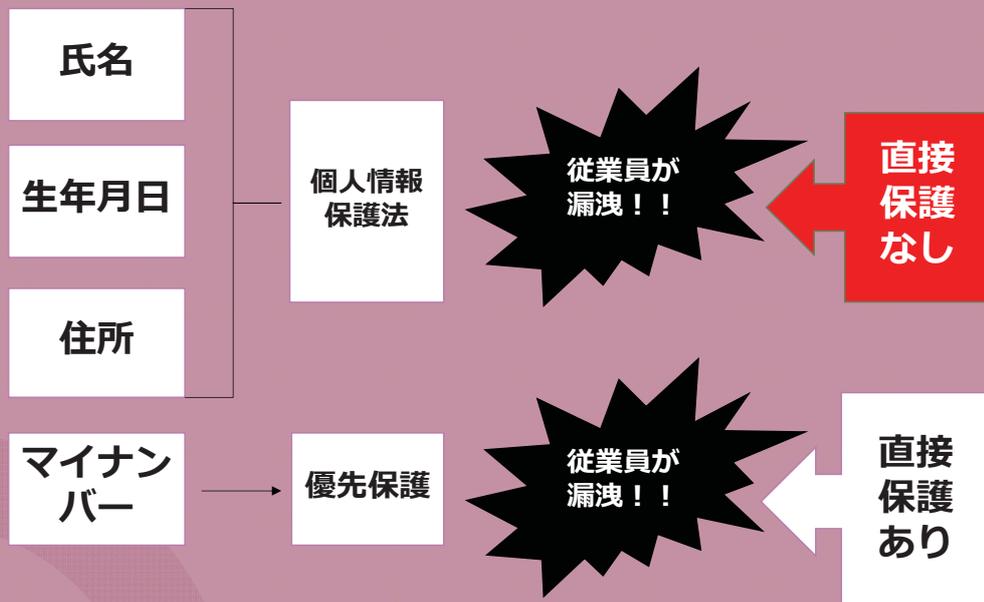
源泉徴収制度の正当性が  
揺らいでいる

34

# 年末調整と 情報の保護



## 年末調整で収集する情報（一部）



## 心理的負担



提供したくない



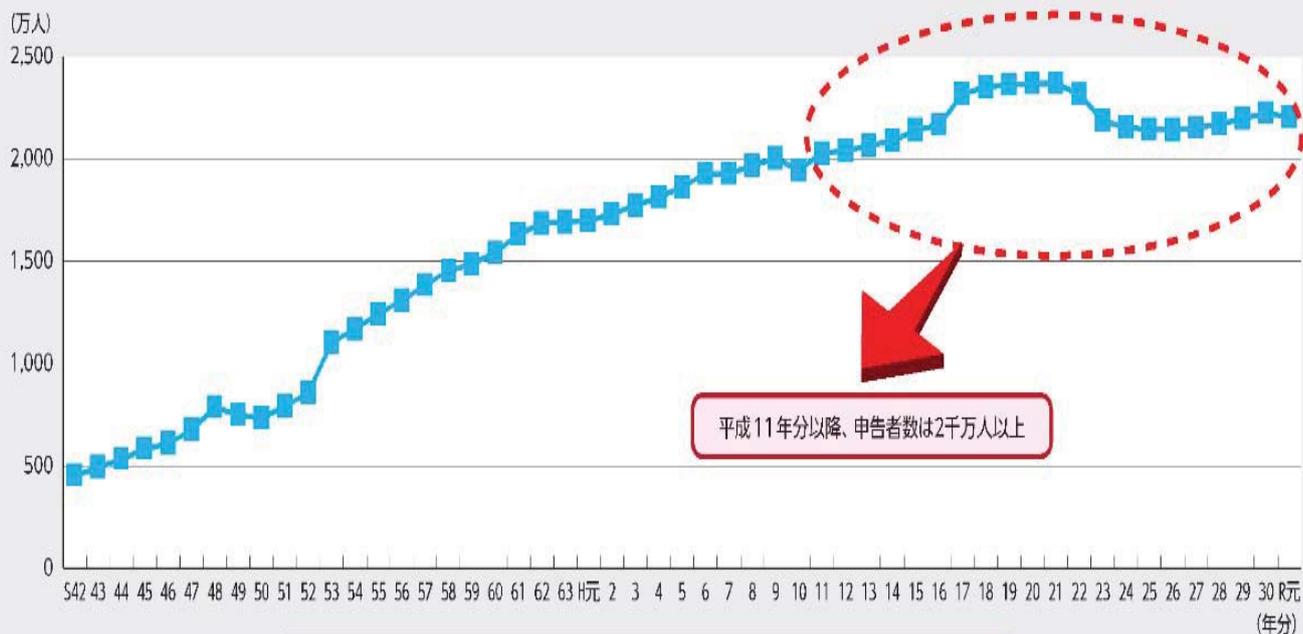
行わざるを得ない

37

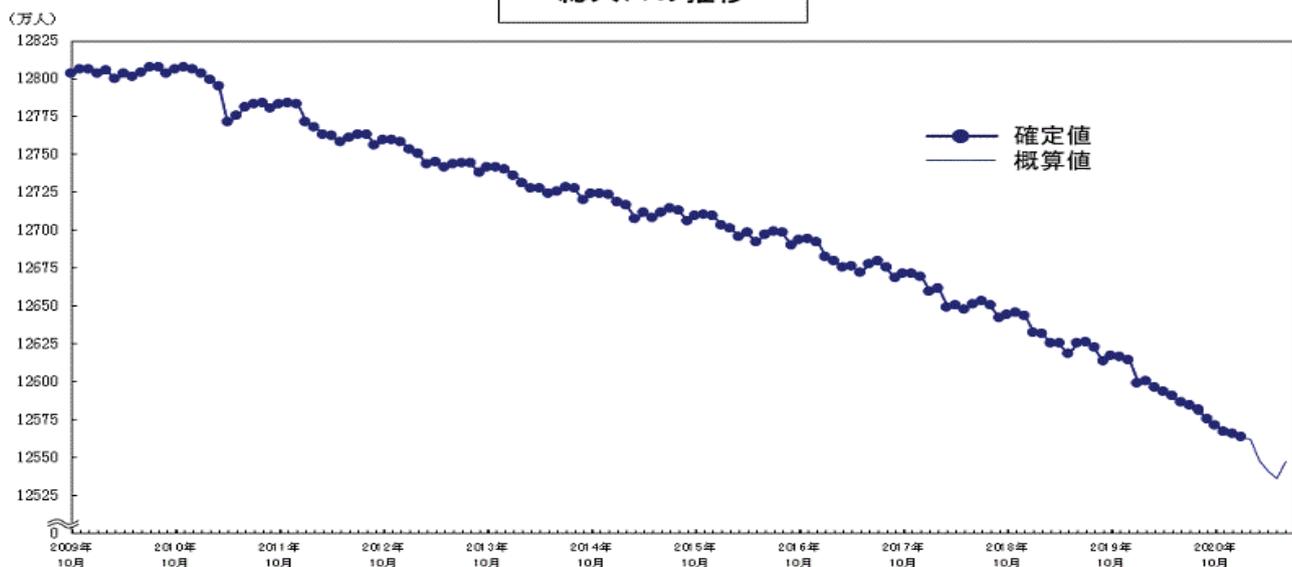
## 確定申告をするケースの増加

38

### ■ 所得税の申告者数の推移



### 総人口の推移



統計局ホームページ/人口推計 (令和3年(2021年)1月平成27年国勢調査を基準とする推計値, 令和3年(2021年)6月概算値) (2021年6月21日公表) (stat.go.jp)

(第1表) 源泉徴収義務者数及び給与所得者数

区分	源泉徴収義務者数		給与所得者数	
		伸び率		伸び率
平成20年分	千件	%	千人	%
	3,763	▲ 0.6	54,739	1.8
21	3,697	▲ 1.7	53,884	▲ 1.6
22	3,595	▲ 2.8	54,153	0.5
23	3,476	▲ 3.3	54,273	0.2
24	3,502	0.8	54,221	▲ 0.1
25	3,491	▲ 0.3	55,354	2.1
26	3,509	0.5	55,923	1.0
27	3,522	0.4	56,463	1.0
28	3,516	▲ 0.2	57,442	1.7
29	3,533	0.5	58,108	1.2
30	3,536	0.1	59,114	1.7

平成30年分民間給与実態統計調査結果について | 国税庁  
(nta.go.jp)

(第3表) 1年を通じて勤務した給与所得者数

区分	給与所得者数		内 正規		内 非正規		
		伸び率		伸び率		伸び率	
平成20年分	千人	%	千人	%	千人	%	
	45,873	1.0					
21	45,056	▲ 1.8					
22	45,520	1.0					
23	45,657	0.3					
24	45,556	▲ 0.2	30,116	-	9,876	-	
25	46,454	2.0	30,556	1.5	10,397	5.3	
26	47,563	2.4	31,041	1.6	10,902	4.9	
27	47,940	0.8	31,415	1.2	11,228	3.0	
28	男	28,622	1.1	21,723	0.6	3,477	4.3
	女	20,069	2.3	10,098	2.8	8,069	2.2
	計	48,691	1.6	31,822	1.3	11,546	2.8
29	男	29,357	2.6	22,530	3.7	3,505	0.8
	女	20,094	0.1	10,350	2.5	7,832	▲ 2.9
	計	49,451	1.6	32,880	3.3	11,336	▲ 1.8
30	男	29,457	0.3	22,447	▲ 0.4	3,540	1.0
	女	20,807	3.5	10,770	4.1	8,132	3.8
	計	50,264	1.6	33,217	1.0	11,672	3.0

平成30年分民間給与実態統計調査結果について | 国税庁  
(nta.go.jp)

(表3-1) 所得税等の主たる所得区分別申告人員

	確定申告 人 千人	申告納税額 がある方 千人	還付申告 千人	申告納税額 がない方 千人	増減率			
					納税 %	還付 %	ゼロ %	
合計	22,218	6,384	13,056	2,778	+ 1.1	▲ 0.4	+ 1.8	+ 1.4
事業所得者	(16.8) 3,733	(26.3) 1,680	(6.6) 868	(42.7) 1,185	▲ 0.4	▲ 1.0	+ 1.2	▲ 0.7
その他所得者	(83.2) 18,485	(73.7) 4,704	(93.4) 12,189	(57.3) 1,592	+ 1.4	▲ 0.2	+ 1.8	+ 3.0
不動産所得者	(7.1) 1,586	(17.2) 1,096	(1.0) 137	(12.7) 353	+ 0.3	+ 0.1	+ 1.5	+ 0.6
給与所得者	(46.7) 10,376	(39.8) 2,541	(56.2) 7,341	(17.8) 494	+ 2.6	+ 0.9	+ 3.0	+ 5.2
雑所得者	(26.3) 5,850	(11.4) 727	(33.8) 4,412	(25.6) 712	+ 0.4	▲ 3.5	+ 0.7	+ 2.8
上記以外	(3.0) 672	(5.3) 340	(2.3) 298	(1.2) 34	▲ 4.8	▲ 1.2	▲ 9.2	+ 1.5

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

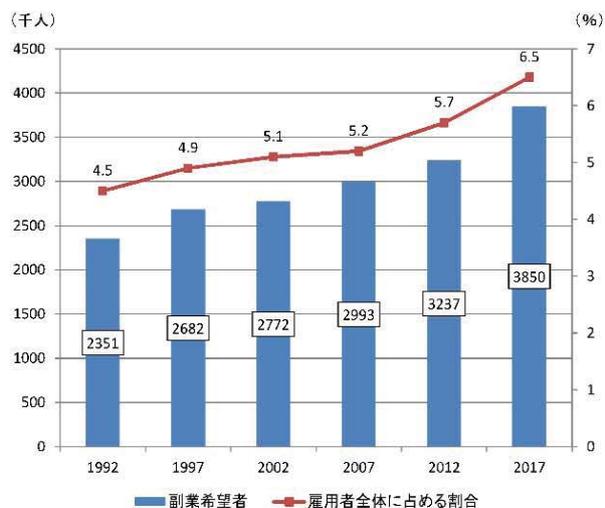
2 カッコ書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 増減率は、平成29年分に対するものである。

(国税庁HP：平成30年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について)

43

<副業を希望している雇用者数の変化>



<副業者数(雇用×雇用)の変化>



(出典) 総務省「就業構造基本調査」

※同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれている。

「非正規雇用」の現状と課題

【非正規雇用労働者の推移（年齢階級別）】

○ 近年、非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まっています。



(資料出所) 総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10  
 (注) 1) 2005年から2009年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。  
 2) 2010年から2016年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及又は補正した数値（割合は除く）。  
 3) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（2015年国勢調査基準）。 4) 括弧内は、非正規雇用労働者に占める年齢階級別の割合。

寄附金控除等の適用状況

(単位：千人、億円)

	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分	令和元年分
寄附金控除（所得控除）	1,014	2,806	3,461	4,235	4,480
	1,274	1,885	2,241	2,736	2,815
寄附金控除（税額控除）	57	81	87	89	91
	417	440	465	478	511
合計	1,595	2,187	2,559	3,040	3,141

(注) 1. 各欄の上段は、控除額の合計である。  
 2. 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。

## 医療費控除の適用状況

	平成28年分	平成29年分	平成30年分	令和元年分
医療費控除	千人 7,231	千人 7,491	千人 7,595	千人 7,560
セルフメディケーション税制による特例	—	26	26	30

(注) 平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

(国税庁HP：令和元年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等(表13)を加工)

47

## 雑損控除等の適用状況

(単位：千人、億円)

	平成29年分	平成30年分	令和元年分
雑損控除(所得控除)	320 23	1,138 44	1,301 42
災害減免額(税額控除)	6 9	11 10	5 9
合計	32	54	51

(注) 1.平成30年分までは翌年3月末日まで、令和元年分は翌年4月末日までに提出された申告書の計数である。

2.各欄の上段は、控除額の合計である。

(国税庁HP：令和元年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等(表12)を加工)

48

# 中国税理士会 視聴者アンケート

スマートフォンをご準備ください

49

## 視聴者アンケート



こちらをスマホで！

50

# 2019年(令和元年)実施 会員アンケート

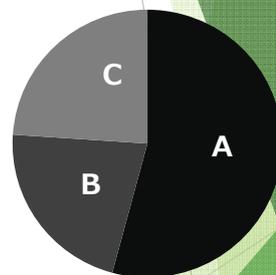
(無記名・選択式/回答数1,042)



51

Q1 徴税コストの視点から、源泉徴収制度(および年末調整)について、先生のお考えに最も近いものは次のうちどれですか？

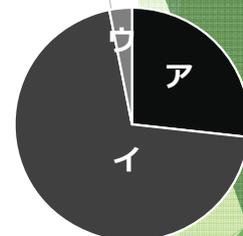
	選択肢	回答数
A	徴税コストを国と徴収義務者がシェアすることで、社会全体としてみれば効率的な徴税が可能となるシステムである	498
B	国側の負担を徴収義務者に肩代わりさせているにすぎず、社会全体としての徴税コストに変化はない	201
C	税に不慣れな中小事業者にまで源泉徴収事務を負わせており、むしろ社会全体として徴税コストは上がっている	220



52

Q2 →Q 1でA（社会全体としては効率的）を選択された方  
徴税コストが社会全体として下がっていることで、  
最も恩恵を受けている者は誰だと思いますか？

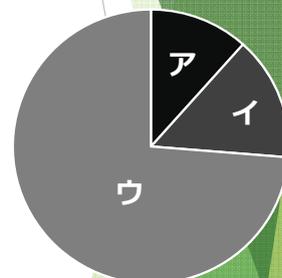
選択肢		回答数
ア	納税者	130
イ	国	341
ウ	源泉徴収義務者	15



53

Q3 →Q 1でB（社会全体として変化ない）を選択された方  
源泉徴収制度が社会全体としての徴税コストに影響を与えないとすれば、  
廃止すべきでしょうか？

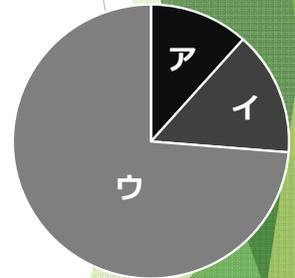
選択肢		回答数
ア	廃止すべき	23
イ	廃止すべきでない	29
ウ	廃止すべきではないが、一部の改正は必要	146



54

Q4 →Q1でC（徴税コストは増加してる）を選択された方  
徴税コストが社会全体として上がっていることで、最も負担を負っている  
者は誰だと思いませんか？

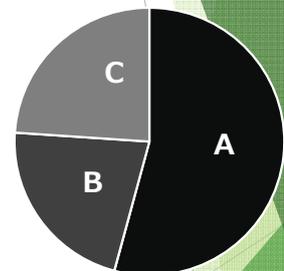
選択肢		回答数
ア	納税者	24
イ	国	9
ウ	源泉徴収義務者	185



55

Q1 徴税コストの視点から、源泉徴収制度(および年末調整)に  
ついて、先生のお考えに最も近いものは次のうちどれですか？

選択肢		回答数
A	徴税コストを国と徴収義務者がシェアすることで、社会全体としてみれば効率的な徴税が可能となるシステムである	498
B	国側の負担を徴収義務者に肩代わりさせているにすぎず、社会全体としての徴税コストに変化はない	201
C	税に不慣れな中小事業者にまで源泉徴収事務を負わせており、むしろ社会全体として徴税コストは上がっている	220



56

## 視聴者アンケート②



こちらをスマホで！

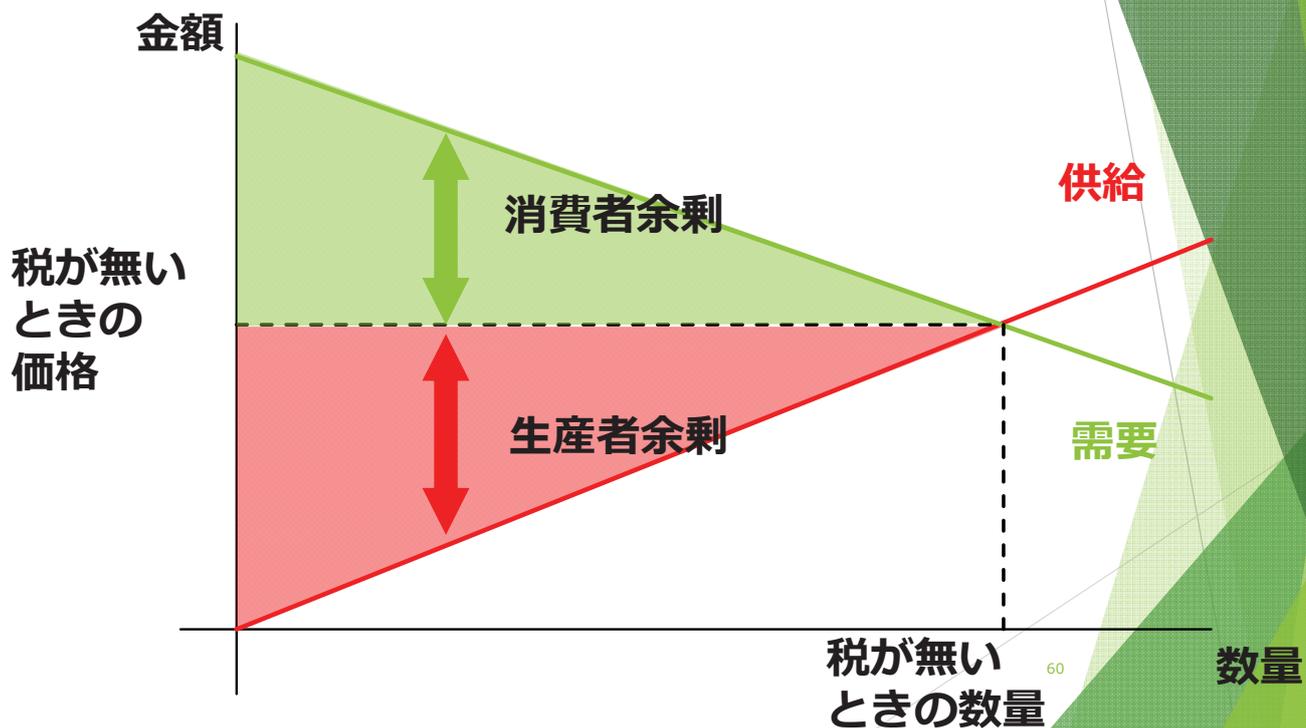
57

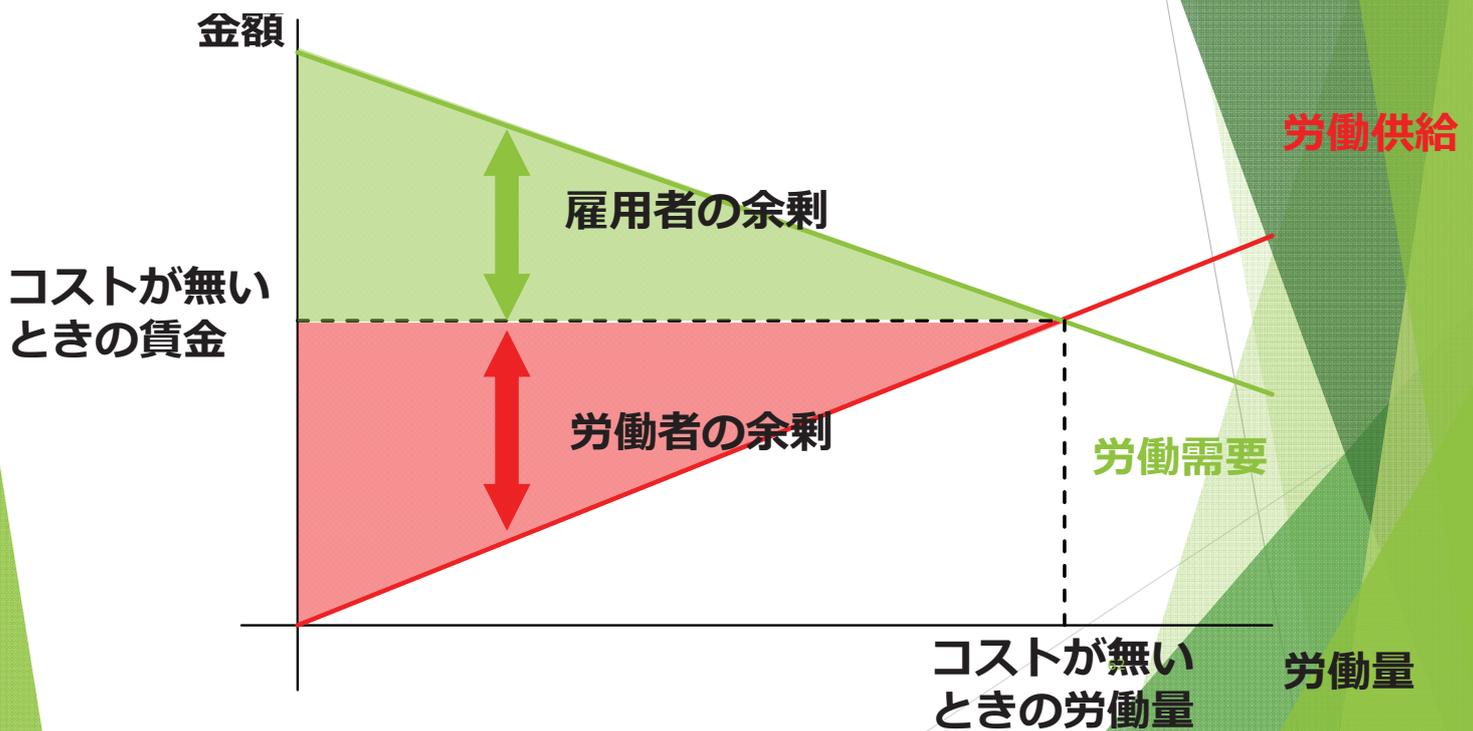
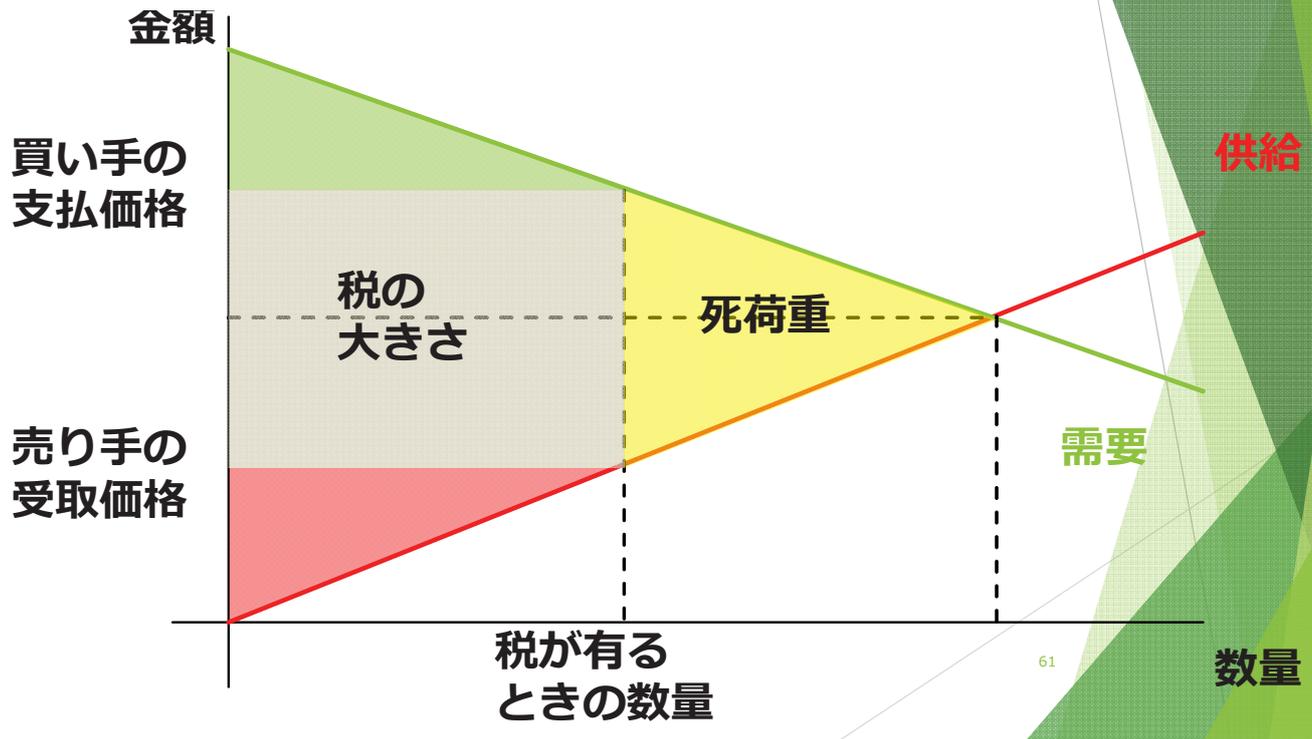
## 労働市場とコスト分析

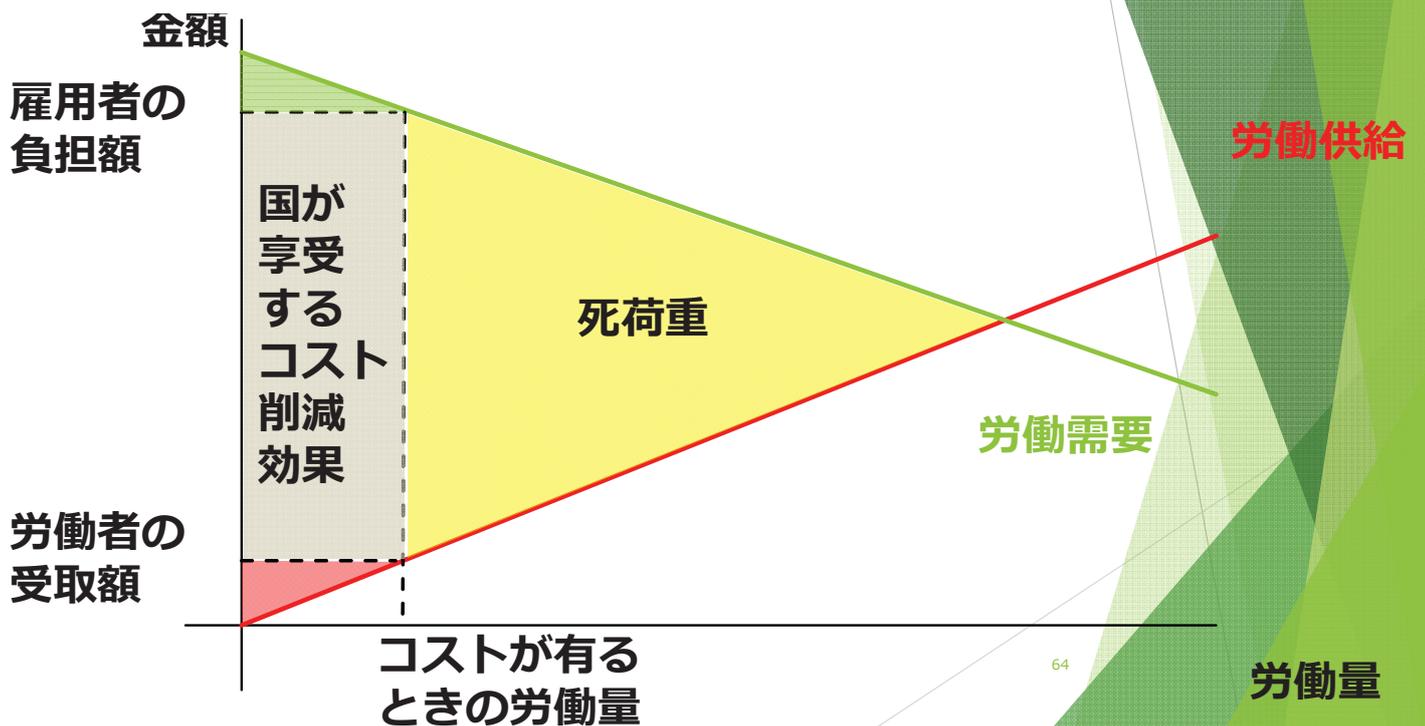
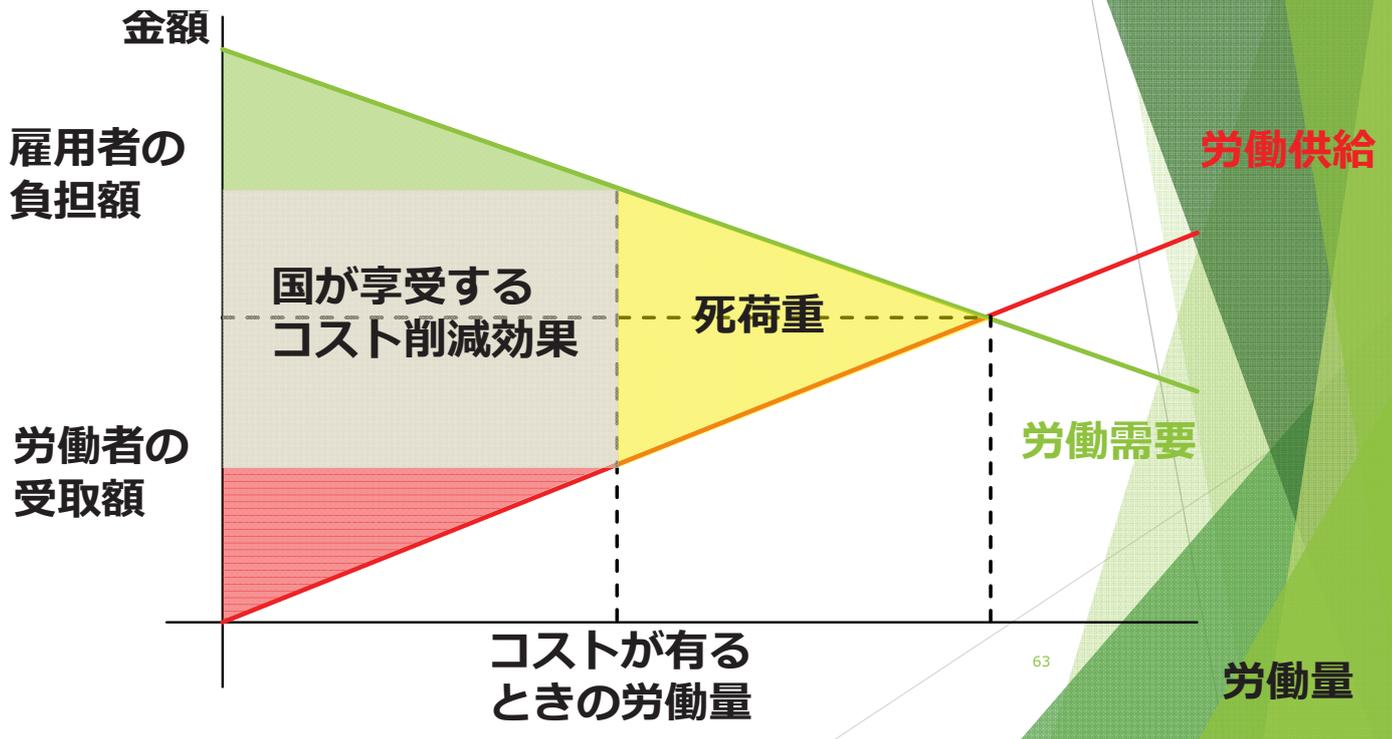
58

源泉徴収制度・年末調整制度により、  
給与の支払者は金銭的・時間的・心理的コストを負担し、  
一方で国は徴税コストを削減することができているものと考えられる。  
※100円あたりの徴税コスト

	源泉所得税	申告所得税
政府	0.19円	6.73円
民間	2.03円	6.06円
計	2.22円	12.79円







- コスト削減効果(量／享受者)を検証できない。
- 金銭／時間／心理的負担以外の死荷重が発生する。  
死荷重は市場を歪め、表面的に算定される以上の損失をもたらしている可能性がある。
- コストの帰着を国会はコントロールできない。
  - ・労働市場のみに限定した場合…雇用者／労働者
  - ・市場全体に広げる場合…  
上記に加え、消費者／株主／国庫

65

## 日税連答申

(日本税理士会連合会税制審議会)

66

## 日税連答申 - 1

年末調整制度を廃止し、  
又は年末調整と確定申告との選択制とすることは  
適当ではない。



## 日税連答申 - 2

給与所得者が開示を望まない事項を除外して  
年末調整を行うことを認めるとともに、

当該事項の適用については、  
受給者の確定申告に委ねることが望ましい。



## 日税連答申－3

所得控除のうち、事後に金額が変動する可能性のある事項については、その年の最後の給与の支払時に年末調整を行うのではなく、配偶者等の所得金額が確定した時点で年税額の精算を行うこととするか、または給与所得者の確定申告によって年税額の精算を行えるようにすることが適当である。



69

## 日税連答申－4

納税者と国との間の法律関係を見直し、給与所得者の確定申告によって源泉徴収税額の是正ができることとすることが望ましい。



70

## 日税連答申－5

源泉徴収の対象となる所得の範囲と意義を  
予め明確化する。



71

## 日税連答申－6

給与所得者を含め、  
広く確定申告を可能とすることで、  
納税意識の欠如という問題に、  
一定程度に対応することができる。



72

# 源泉所得税制度と 年末調整制度のありかた

73

## 提 言

- ▶ 源泉徴収すべき給与の範囲を明確化  
不納付加算税もより納得したものになる
- ▶ 源泉所得税を給与所得者の所得税の予納ないし前納とする  
給与所得者、源泉徴収義務者、国の三者関係が整理できる
- ▶ 給与所得者を本来の納税義務者として機能させる
- ▶ 源泉徴収義務者は単なる徴収機関としてのみ機能させる

74

**給与所得者は  
確定申告により所得税を確定させることが合理的  
そうすると・・・**

**年末調整は廃止される**

【中国税理士会公開研究討論会実行委員会】

委員長	呉	西 宏昌
副委員長	広島西	山中庸祐
	広島北	河野忠敏
委員	広島東	黒住茂雄
	広島西	石森仁美
	広島西	田中象平
	呉	小仙健太郎
	福山	三好建弘
	山口	重村和雄
	岡山東	五藤亜紀
	岡山西	下谷 直
	西大寺	近成彰彦
	米子	西村隆行
	出雲	足立尚吾